

広報対策について

1. 基本方針

新財団の設立 及び 会館建設事業は、 国の方針
並びに 県の財政事情等 客観情勢の変化から 基本
方針は 次とする。

- (1) 会館建設(国補事業)は、文化振興財団の直接事
業とする。 = 国 → 財団 =

- (2) 南総協議会は、当面存続させる。

2. 個別事項

- (1) 文化振興財団について

次の事項を骨子とする 覚書を交換する。

- ア 会館建設 並びに 今後の事業活動は、地元
住民のためとする 国補目的に合致するもので
あること。

イ、 会館建設に当っては、理事会のみでなく、少なくとも 県・地元 および 三事業所を加えた 建設運営委 を設置して 対応すべきこと。

ウ、 県は、建設運営委の決定に基づき、事業所に対し必要な協力を要請すること。

県庁別会けもくろ?

(2) 開発協議会について

ア、 このさい 名称 及び 内容等を再検討し、名実共に 整ったものとする。

- 理事会による運営
- 事務局の強化
- 財源の確保

イ、 県の国補による広報事業は、極力委託（人件費も含む）する。

(3) 科学技術庁に対して

県は、科技庁に対し本案と連絡するとともに広報研修施設の建設運営について、(2)の(1)の趣旨を要請する。

(4) 関係事業所に対して

ア、 本案につき 事業所（本部、現地）に呼が説明、了解を得る。

イ、 振興財団 及び 開発協議会への協力について 県から 要請する。